徳島県告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和元年五月七日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人大麻福祉の町	鳴門市大麻町板東字広塚四三番地	ゆうあい	板野郡藍住町奥野字矢上前三二―一	生活介護 就労継続支援B型	平成三十一年二月二十五日	平成三十一年三月三十一日
社会福祉法人柏涛会	海部郡美波町北河内字本村三四四番地一	障がい者地域生活自立支援センター（ばんそうS＆S）すたーと	阿南市那賀川町原二六〇番地一	就労移行支援 就労継続支援B型 就労定着支援	同 一月三十一日	同
社会福祉法人小松島市手をつなぐ育成会	小松島市立江町字黒岩一番地八	みやま園	小松島市立江町字黒岩一番地八	自立訓練（生活訓練）	同 二月二十八日	同